

在宅知的障害者の住環境に関する基礎的研究

中野明*・北村美恵**

A basic study on the living environment of the private homes for persons with intellectual handicap

Akira Nakano · Yoshie Kitamura

In the government reports on the handicapped persons published in December, 2002, it was stipulated that the persons with intellectual handicap should only be housed in the special facilities when there is a real need to do so. In other words, the basic government policy was clarified as to promote the "community life" (living at home) rather than the "confined life" (living in the specialized facilities).

The purpose of this study is to find out the difficulties and their remedies in regard to the housing environments experienced by the families who have intellectually handicapped members. Through the analysis of their experiences, we have tried to set the guidlines for the future planning of the living environment for these families.

Most of the families preferred to live together at home, as long as the parents were in good health conditions. However, most of them were considering the possibility to send the intellectually handicapped members to the group homes in the future. Therefore, it is necessary to think about the supports on the living environments from two sides; 1) space planning and privacy considerations at the individual homes and 2) community supports in general including the supports to the facilities like group homes. By offering these supports, we should be able to realize more friendly society for the mentally handicapped persons.

Keywords: Person with intellectual handicap, Living environment, Reform measure 知的障害者、住環境、改善策

1. 研究の背景と目的

現在、我が国では知的障害児・者は約46万人いると推計されている(文1)。そのうち、18歳以上の知的障害者」は約34万人おり、その中で、在宅者は約22万人、施設入所者は約12万人とされている。これより、約3分の2の知的障害者が在宅で日常生活を送っていると考えられ、その在宅者の生活の場の状況は、「自分の家やアパートで暮らしている」人が、84.2%(18未満では95.3%)となっている。

一方、2002年12月に策定された2003年度以

降の「現行の障害者基本法」に基づく法定計画「新障害者基本計画」及び「新障害者プラン」によると、知的障害者救護施設のうち、「入所施設は真に必要な場合に限定」と定められ、近年の我が国の施策としても、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示されたといえる。したがって、今後は、知的障害を持つ人もその家族も、支障なく日常生活が送れるよう、住環境面でのサポートが必要だと考えられ、それに向けた環境整備のあり方がますます重要になって行くものと考えられる。

しかし、現在、知的障害者に関する建築・住居

^{*}本学教授・**本学卒業生(平成 16 年度卒)

学の既研究は数が少なく、まだ住環境の現状も把握されていないといっても過言ではなく、建築計画的指針となるものが見あたらないのが現状である。

そこで、本研究では、知的障害者の住生活の実態調査を通じて、知的障害者を抱える家族が経験してきたこれまでの日常生活上の困難と、住環境・住まい方の工夫の関係性を分析することにより、今後の知的障害者の住環境計画のあり方に関する指針を得ようとするものである。

2. 在宅知的障害者と住環境の概況

2.1 調査概要

先ず、知的障害者を対象とした京都府内の2カ 所の入所施設と7カ所のグループホームの観察と 聞き取り調査を実施し、現状の住環境の問題点を 把握した。次に、京都市内の2カ所の知的障害者 通所授産施設の通所者(68人)を対象として、 日常生活上の困難の内容、住宅の改造や住まい方 の工夫、今後の希望、住環境面でのサポートの必 要性等についてのアンケート調査を実施した。調 査方法は、保護者会で、施設職員から通所者の保 護者(家族)に対し、アンケート調査の趣旨説明 をしていただいた後、調査票を家族に配布し、記 入後の調査票は封筒に入れてもらって回収した。 有効回答数は52(76.5%)で、調査期間は2004 年10月25日~11月5日である。

2.2 調査結果

2.2.1 調査対象者の属性

表1に示す通りであるが、年齢構成については、20 才代から 50 才代までほぼ均等に分布している。 人半 (86.5%) が親との同居である。住宅形式は持ち家で1戸建てが 86.5% を占める。ADLについては、入浴と更衣以外は'介助なし'の比率が高い。しかし、歩行と立ち上がりはほぼ全員が'介助なし'であるが、脚力が弱い人が多い。

2.2.2 生活上の困難と住宅改造

これまでの日常生活上 '困難を感じたことが有る'と答えた家族が約70% (36/52) を占める。 その困難の内容を行為別に示したのが表2である。 入浴行為に伴う困難をあげた家族が最も多いが、 食事・用便・歩行・更衣・洗面など、入浴以外の 基本的生活行為をあげた家族も比較的多い。また、 知的障害者特有の問題行動²¹による困難をあげた 家族も1~2割いる。

表1 調査対象者の基本属性

	属	性	%	% 属性				
	母数 (52人)			同	親	のみ	40.4	
性	性男			居	親一	5.8		
別	別女			家	親	28.8		
	18	~ 19 才	1.9	族	親+	11.5		
年	20	~ 29	21.2		兄	13.5		
齡	30	∼ 39	23.1	住	持多	86.5		
構	40	∼ 49	25.0	宅	11	3.8		
成	50	∼ 59	26.9	形	賃賃	5.8		
	60	才 ~	1.9	式	11	3.8		
障損	\$	重 度	63.5			視覚障害	48.1	
の利	の程度 中・軽度		36.5	重		聴覚·言語障害	51.9	
		知的障害	55.8	複	有	肢体不自由	16.7	
障된	事の	ダウン症候群	26.9	障	b	内部障害	57.6	
Þ	內容	自閉症	5.8	害		その他	30.8	
		てんかん	3.8			44.8		
		その他	7.7	Ì		1.3		
	歩	独步	98.1		食	介助なし	90.4	
	行	杖	-		事	部分介助	9.6	
日	 	車椅子	1.9	日	Ì	全面介助	l	
常	立	介助なし	98.1	常	用	介助なし	84.6	
生	上	部分介助	1.9	生	便	部分介助	13.5	
活	b	全面介助	_	活		全面介助	1.9	
動	座	介助なし	96.2	動	洗	介助なし	88.5	
作	位	部分介助	3.8	作	面	部分介助	9.6	
能		全面介助	<u> </u>	能		全面介助	1.9	
力	更	介助なし	73.1	カ	入	介助なし	59.6	
	衣	部分介助	26.9		浴	部分介助	36.5	
		全面介助	L			全面介助	3.8	

表 2 日常生活上の困難の内容

	困難の	内容	人(%)*1	2	1難の内容	人 (%)
基本的生活行為	食用洗入	行事便面浴衣休息	10(27.8) 12(33.3) 11(30.6) 9(25.0) 16(44.4) 10(27.8) 6(16.7)	その他の行為	遊 び 多動・飛出し パ°ニック・ヒステリー 物壊し・散ら別 自傷・ 位傷 意思伝達 の 他*2	7(19.4) 5(13.9) 8(22.2) 4(11.1) 3(8.3) 2(5.6) (2.8×11)

*1 ()内は、困難有りのN=36に対する百分率。 *2 「その他」は11項目あり、各項目1人ずつの回答。

しかし、その困難を軽減するための住宅改造を、これまでに行ったことが有ると答えた家族は約2割(7/36)しかいない。その主なものは、浴室・階段の手摺りとウォッシュレットの設置であった。また、今後の住宅改造や住まいの工夫に対しては、有効回答者の70%強が「行うつもりはない」と答えているが、改造の希望がありながら、改造の方法が分からなかったり、経済的な理由などから改造を行っていないと答えた人もいた。

住環境のサポートに関しては、全調査対象者の 半分以上の家族が'必要'と答えている。

+ 0		ソグ調査対象者の屋性
无子	アヤリ	ソク調金が署名の漢件

事例	年	性別	療育 手帳 判定	診断名ま たは症状 など	重複障害	重複障害の診断名		日	常生活	話能力	(A	DL)	**	住宅の形式(築年数)	家族構成	
名	名						歩行	食事	用便	洗面	入浴	更衣	立上 り	座位 保持	/* - //	35.105.115.105.
[A]	21	女	Α	ダウン症	有	内部障害(心疾患)	0	0	0	0		0	0	0	持家・戸建て (60年)	父・母・妹
[B]	35	女	Α	ダウン症	有	内部障害(心肺機能)	0	0	0	0	•	A	0	0	持家・戸建て (24年)	父·母
[C]	28	女	Α	知的障害	有	体幹機能障害	0	0		0	A	A	0	0	持家・戸建て (36年)	父・母・祖母
[D]	20	女	Α	ダウン症	有	肢体不自由	0	0	0	0	A	A	0	0	持家・戸建て (5年)	母·祖父母·兄·妹
[E]	30	女	В	知的障害	無	_	0	0	0	0	0	0	0	0	持家・集合住宅(28年)	母・姉
[F]	58	女	Α	知的障害	有	肢体不自由	0	A	0	0	•	•	0	0	持家・戸建て (40年)	兄・兄の配偶者
[G]	20	男	Α	ダウン症	有	内部障害(心疾患)	0	0	0	0	0	0	0	0	持家・戸建て (4年)	父·母·姉·祖母
[H]			A *	知的障害	無	-	0	0	0	0	0	0	0	0	持家・戸建て (10年)	父・母・妹

*自閉傾向を伴う ** ○…介助なし、▲…部分介助、●…全面介助

表 4 日常生活上の困難とその改善策

事例	日常生活上の困難	改善策 *1	改善上の問題点	今後の居住希望				
	・排便の後始末が不完全で下着が汚れる	○便所にウォッシュレットを設置	・狭くなった	・10年か20年後、 親が元気な内に GH*2へ入りたい				
[A]	・入浴時の介助をするのに洗い場が狭い	●浴室の洗い場を拡張したい	・建替えが必要					
I	・ダイニングが狭くてテーブルが置けない	●ダイニングスペースを拡張したい	ングスペースを拡張したい					
	・脚力が弱いので階段の昇降が困難	●階段に手摺りをつけたい	・階段幅狭く改造困難	・交通の便が良い				
(B)	・寝室(2F)と便所(1F)の位置が遠いので慌てる	●便所を2階に設置したい	・改造困難	ので今のままでよ いが、父親は転居 希望				
(D)	・本人の個室がなく来客時に居場所がなくなる	●個室を確保したい→増築予定有り	・2 階に個室増築					
	・気候にあった衣服の選択が難しい	-	作業					
	・背骨が湾曲しており歩行が困難で転びやすい	〇便所と浴室に手摺りを設置	_	・GHへの入所を				
[C]	・カラオケが好きだが隣近所に迷惑がかかる	●防音装置をつけたい→設置予定有り	・お金がかかる	勧められている				
101	・人や物の好き嫌いが激しく同じ衣服ばかり着る	• 衣服選択時に手伝う		が、今は必要ない				
	・食事のブレーキがきかない	• 家族が食べる量に気をつけている	-					
	・手足の筋力が弱いので階段昇降が困難	〇階段に手摺りを設置	-					
[D]	・排便後の後始末	○便所にウォッシュレットを設置	_	・親としてはGH				
ועי	・入浴時の介助をするのに洗い場が狭い	●浴室の洗い場を拡張したい	・改造困難	に入ることを検討				
	・食事のブレーキがきかない	家族が食べる量に気をつけている	_					
[B]	・便所と浴室に段差有り	●手摺りを設置したい	_	・一人になった時				
	・昨年、職場を解雇された	_	はGHへ入りたい					
	・便所の電灯を消さない、水を流さない	○電灯の点滅と便器洗浄の自動化	_					
	・浴室の給湯栓の温度調節が出来ず熱湯をかぶる	〇手元スイッチによる温度調節	_	~ 				
[F]	・浴室の出入り口に段差があり転ぶ危険有り	●段差解消と浴槽に手摺を設置したい	・改造困難	・GHに土日だけ 預かってもらいた				
` 1	・部屋のドアを開け放すので冷暖房がきかない	●自動開閉装置をつけたらと思う	・お金がかかる	N J C G S V / Z				
	・入浴時、体や髪の毛がうまく洗えない	• 入浴介助をしている	_					
	・食事の時に咀嚼がうまくできない	家族が食べる物に気をつけている	-					
	・本人の個室がなかった	○今の家を建てる時に個室をつくった	-	・GHに入れて自				
[G]	・夜間の発作が心配	〇本人と両親の部屋を隣接させた	-	立した生活をさせ				
```	・排便後の後始末	O便所にウォッシュレットを設置	-	たいが、親として は心配				
	・洗面所や浴室の水を出しっ放しにする事がある	<ul><li>注意して直させている</li></ul>	_	IN TO HE				
	・個室がないとストレスがたまる	○増築時に個室をつくった	_					
	・調子が悪いと夜中に外出してしまう	○個室を両親の部屋を通る配置にした	_	・ショートステイ があればよい				
[H]	・人混みへ出た後に問題行動の心配がある	• 車での送り迎えをしている	_	・将来的にはGH				
	・自分の意思伝達が上手に出来ない	• 絵カードで、表現出来る様にした	-	入所を考えている				
	・自分で何でも出来るのに自分からはしない	■ 好きな事を見つける様にしている	<b>–</b>					

^{*1} O住宅改造事例、●住宅改造希望事項、 * 生活の工夫 *2 GH:知的障害者グループホーム

### 3. 生活困難とその改善策の具体例

#### 3.1 調査概要

日常生活上の困難や不便の具体的な内容と、そのための住まいの改造や生活の工夫などがどのようになされているのかを知るために、先のアンケート調査の回答者の中から協力を得られた8家族に対し、面接ヒヤリング調査を行った。その内、4家族については自宅訪問し、住まいの現況をも把握した。なお、他の4家族は、対象者の通所施設で面接ヒヤリングを行った。

### 2.2 調査結果

ヒアリング調査対象者の属性を示したのが表3であり、調査結果から、日常生活上の困難とその改善策を住宅改造事例、住宅改造希望事項、生活の工夫に分類整理して示したのが表4である。

歩行については、身体的な発達や運動機能の発達の遅れ、またダウン症の症状から来る筋力の弱さなどの症状がある人の場合、階段の昇降や床の段差がバリアーになるため、階段や廊下に手摺りを設置することが有効であるといえる。

用便については、後始末の面からはウォッシュレットの設置が非常に有効であるといえる。また、介助スペースの確保に加え、本人の寝室との位置関係が重要であり、寝室と便所の空間の連続性が重要であるといえる。

入浴面については、体をまんべんなく洗うことが難しいため、介助スペースの確保が必要であるが、リラクゼーションの場としての考慮も必要である。さらに、手摺りの設置や、自動温度調節装置の導入も有効であるといえる。

洗面については、洗面まわりが水浸しになることがあるため、水跳ねを防ぐ蛇口や滑りにくい床材の使用が有効である。

食事については、食事量や内容を家族が見守る 必要がある人の場合には、介助(観察)できる広 さが必要である。

居室については、たとえ介助が必要であっても、 本人の個室などのプライベートな空間の確保が必 要である。また、季節に合わせて衣服を選んだり することが難しい人の場合には、わかりやすい収 納の工夫が必要である。

さらに、個々の家庭では「何らかの工夫が行われている」もしくは「行いたい」と思っている場合が多いことも明らかになった。

## 4. 考察(まとめ)

本研究では、在宅知的障害者の住生活の実態調査を行い、知的障害者を抱える家族の日常生活上の困難と、住環境・住まい方の工夫の関係性を明らかにすることにより、今後の計画に当たって次のような基礎的指針を得ることができた。

今後は、基本的にはこのままの住居で住み続けたいと願う家族が大半であった。また、両親が元気に暮らしていけるうちは一緒に住んでいたいと願う家族が多くを占めるが、将来的には、グループホームへの入居を希望する家族がほとんどであった。しかし、グループホームへ入るのをためらっている場合が多く、理由として、「寂しい」「一度入居すると、簡単な用事では帰って来れないのでは」などというグループホームの体制に対する不安が挙げられた。

知的障害者にとって、住環境のサポートは是非必要であり、次の2つの面からの住環境のサポートが考えられる。1)住宅の空間計画、住宅内の部位など個人の領域に対するサポート。2)グループホームなどの地域社会全般に及ぶサポート。この2つのサポート体制を整えることにより、知的障害者がより暮らしやすい社会になると考えられる。

最後に、調査にご協力いただいた多くの方々に 厚く謝意を表したい。

#### 注

- 1)法律では、知的障害者の定義を設けていないが、 平成12年に厚生省(現厚生労働省)が行った知的障 害児(者)基礎調査では、「知的障害者とは、知的機能 障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日 常生活に支障が生じているため、何らかの特別な 援助を必要とする状態にある者」とされている。
- 2) 反復性や固執性が社会生活をする上で困る行動を 伴ったり、外界の刺激に敏感すぎて攻撃的になった りパニックに陥ってしまうことを問題行動と呼ぶ。

#### 参考文献

- 文1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部:平成 12年知的障害児(者)基礎調査(2001年9月1日調査)
- 文2) 二井るり子他:知的障害のある人のためのバリアフリーデザイン、彰国者、2003.8
- 文3) 鈴木義弘:知的障害者の住生活環境と福祉就労 施設に関する研究、1999.7